論点1 財務諸表の過年度遡及修正の取扱いを考える必要性

1. 当面の検討の範囲について

我が国に財務諸表の過年度遡及修正に関する取扱いを定める方向性で検討することに関 しては、論点整理に頂いたコメントにおいても、概ねコンセンサスが得られている。

また、論点整理においては、「当面の間、セグメントの区分変更や廃止事業の報告等の取扱いも含めた横断的な検討を行い、広く意見を求めたうえで、次フェーズ又は別プロジェクトでの検討に委ねることも可能である。」(第10項)とし、こうした問題も含めた論点の整理をしていたが、セグメントの区分変更や廃止事業の報告については、別プロジェクトで件とすることが妥当であるとのコメントも受領している。

頂いたコメントやこれまでの検討の状況も踏まえ、本プロジェクトの当面の検討範囲については、以下のとおりとすることでどうか。

	IFRS	米国基準
本プロジェクトでの当面の検討範囲とするもの		
・会計方針の変更に関する取扱い	IAS8	SFAS154
・表示の変更に関する取扱い	IAS1	ARB43
・会計上の見積りの変更に関する取扱い	IAS8	SFAS154
・誤謬に関する取扱い	IAS8	SFAS154
・個別財務諸表における適用上の論点	-	-
他のプロジェクトと連携して検討を行うもの		
・セグメントの区分方法の変更に関する取扱い	IFRS8	SFAS131
・四半期開示に固有の論点の取扱い	TAS34	SFAS154
()具体的な連携の在り方については別途検討とする。		

当面のところ検討を据え置きとするもの

プロジェクト計画表では、2010年中の ED 及び Final 公表を見込んでいる。

・廃止事業の報告~

・その他(報告事業体の変更など)

) 検討の開始時期等については別途検討とする。

- ・海外基準との比較では、概ね IAS 第8号及び SFAS 第154号の双方で規定されている内容に、表示の変更に関する取扱いを加えた領域をカバーすることとなる。
- ・ の検討の方向性を明らかにするため、何らかの中間成果物を、平成 20 年上半期中を目 途に公表することを目標とする。

- 1 -

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

2.過年度遡及修正を行った場合の情報の有用性及びコスト・ベネフィット

論点整理では、「過年度遡及修正を行うことが、常に財務諸表の意思決定有用性を高めることができるのかどうかを検討すべきではないかという指摘」や、「実務負担の増加を懸念する意見や、裁量的な会計処理が行われる可能性を懸念する意見など、過年度遡及修正の導入によるデメリットについての指摘もある。」(以上、論点整理第18項)ことに言及している。

また、論点整理に対するコメントについても、遡及修正を行った場合の情報の有用性やコスト・ベネフィットの観点からの慎重な検討を求める意見があった。

ただし、これらの問題については、個別の論点ごとに、考慮すべき内容が異なるものと思われるため、具体的な問題の検討において、個々に考慮していくことが適切と考えられるがどうか。

3 . 会社法及び金商法に基づく開示制度(監査も含む)など関連諸制度との関係

論点整理においては、「過年度遡及修正の考え方を導入する場合における修正された過年度財務諸表の取扱いについては、誤謬に関する事項も含め、会社法及び証券取引法(金融商品取引法)に基づく監査も含めた開示制度との関係など、関連法制度との関係の整理が不可欠であり、本論点整理に基づく検討と並行して、こうした整理が行われることが必要である。」(第21項)としていた。

また、この部分については多岐にわたり、多くのコメントを頂戴している。

これらについては直接会計基準設定の問題として取り扱うことができない課題と考えているが、実務の混乱を招かないよう、基準設定プロセスと並行して、事務局を中心に、諸関連制度との関係の整理に努めていくこととしたい。

以上